

令和8年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携交通分科会

提出資料

◎議案事項

- | | | | | |
|---|--------|---|-------------|---|
| 1 | 議案第79号 | 令和8年度三重県一般会計補正予算（第2号）（関係分） | } | 1 |
| 2 | 議案第92号 | 令和8年度三重県一般会計補正予算（第3号）（関係分） | | |
| 3 | 議案第82号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | | 2 |
| 4 | 議案第83号 | 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案 | | 3 |

令和8年6月23日
総 務 部

◎議案事項

- 1 議案第 79 号 令和 8 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）（関係分）
- 2 議案第 92 号 令和 8 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）（関係分）

令和 8 年度 6 月補正予算（その 1 及びその 2） 会計別内訳

（単位：千円、％）

	令和 7 年度最終 補正後予算額 ①	令和 8 年度 補正前の額 ②	6 月補正 (その 1) 額	6 月補正 (その 2) 額	補正後累計 ③	伸び率	
						③/①	③/②
一般会計	895,723,807	892,877,283	331,191	1,146,713	894,355,187	▲0.2	0.2
特別会計	316,677,091	320,086,763	-	-	320,086,763	1.1	-
企業会計	65,668,016	71,391,800	-	-	71,391,800	8.7	-
合計	1,278,068,914	1,284,355,846	331,191	1,146,713	1,285,833,750	0.6	0.1

令和 8 年度 6 月補正予算（その 1 及びその 2） 歳入内訳（一般会計）

（単位：千円）

項目	補正前	6 月補正 (その 1) 額	6 月補正 (その 2) 額	補正後
国庫支出金	94,927,443	196,878	1,146,713	96,271,034
基金繰入金	40,289,627	134,313	-	40,423,940
合計	135,217,070	331,191	1,146,713	136,694,974

※ 6 月補正予算（その 1）：議案第 79 号

※ 6 月補正予算（その 2）：議案第 92 号

3 議案第 82 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に鑑み、通勤手当に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

月の途中で採用された職員等に対し、採用日等の月に通勤手当を支給することが困難な場合にあつては、その翌月に支給可能とするものです。

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

4 議案第 83 号 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例 の一部を改正する条例案

1 改正理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、
県税の特例措置についての規定を整備するものです。

2 改正内容

地方活力向上地域における県税の特例措置とは、東京 23 区から県内の地方
活力向上地域に本社機能を移転し、事務所等を新設又は増設した者に対して、
事業税、不動産取得税及び県固定資産税の一部又は全部を免除するものです。

この特例措置の対象となる整備計画の認定の期限を令和 10 年 3 月 31 日ま
で 2 年延長します。

(免除する割合)

事業税			不動産取得税	県固定資産税		
1 年目	2 年目	3 年目		1 年目	2 年目	3 年目
50%	25%	12.5%	100%	100%	75%	50%

3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日に遡って適用します。